

可児市立中学校施設 利用の手引き

可児市

令和6年4月

可児市立中学校施設利用事業について

市は、中学生期のスポーツ・文化活動について、より多くの機会を創出し、多様なニーズに対応した活動ができるよう、市内の中学校の部活動を持続可能なものとするとともに、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形での実施環境を構築するため、地域クラブ活動を定義しました。

地域クラブ活動は、学校の働き方改革も考慮した部活動改革も踏まえ、休日の部活動を地域の活動として可児UNICスポーツクラブ（以下「UNIC」）を新たな受け皿として、学校の管理外で行われる活動となります。すなわち、本活動は学校部活動を補完するものであることから、学校部活動との隔たりをなくし、これまでと同様に活動できるように中学校施設を開放する制度です。

目次

1	利用可能団体.....	2
2	利用施設・日時.....	2
3	利用料.....	3
4	利用の手順.....	3
6	利用時・利用後の注意点.....	4
7	遵守事項・責任等.....	5
8	活動への配慮事項.....	5
9	その他.....	6
10	プラスワン活動（保護者クラブ活動）について.....	6
11	問い合わせ先.....	6

1 利用可能団体

利用可能団体は、「可児市中学生期のスポーツ・文化活動指針」に基づく、届出を行い、U N I Cの活動として登録された団体「地域クラブ活動」です。

2 利用施設・日時

この制度で利用できる施設は、下表のとおりです。

日時については、休日の8時から18時の利用となります。

※18時以降に学校施設を利用したい場合、スポーツ系活動場所は「可児市立小中学校体育施設開放事業」での利用（テニスコートは除く）となります。なお、文化系活動場所は18時以降の利用はできません。

〈スポーツ系活動〉

学校	施設名			
蘇 南	グラウンド	体育館	テニスコート	格技場
中 部	グラウンド	体育館	テニスコート	武道場
西可児	運動場	体育館	テニスコート	格技室
東可児	運動場	体育館	テニスコート	格技室
広 陵	運動場	体育館	テニスコート	格技室

〈文化系活動〉

学校	吹奏楽部	技術・科学・ パソコン	文化創作
蘇 南	第1音楽室 第2音楽室 北舎4階普通教室	ロボコン：金工室	—
中 部	第1音楽室 第2音楽室 北舎4階普通教室	技術棟	—
西可児	第1音楽室 第2音楽室 調理室・理科室 被服室・美術室	—	—
東可児	音楽室1 音楽室2 調理室・被服室	—	多目的室 大広間
広 陵	第1音楽室 第2音楽室 ワークスペース	—	—

※文化系活動については、活動場所が限定されます。

3 利用料

地域クラブ活動は、学校部活動と同様に免除となります。

4 利用の手順

利用手順は以下のとおりです。

利用の手順	内容
①利用日時の設定	利用場所及び利用時間については、顧問・指導者・責任者にて調整を行う。(基本的なパターンを三者で話し合い、ローテーションを組みます。)三者協議の結果を部活動顧問(学校)にて最終調整を行って決定する。 ※学校部活動と地域クラブ活動の連携が重要であることから、月1回以上三者にて協議する場を設け、情報連携を行うとともに、利用調整も行います。
②学校からの連絡	各学校から、決定した利用日時を保護者会、参加生徒へ連絡します。
③鍵の受け渡し	活動に必要な鍵については、地域クラブ活動ごとに「活動袋」を市が準備し、学校に設置しています。 「活動袋」の中に「施設の鍵」と「セキュリティ解除キー」が入っています。(その他に、「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」も入っています。) ①「活動袋」は学校に設置され、顧問により管理されています。 ②金曜日に、部長が顧問に「活動袋」を取りに行きます。
④活動の実施	③休日の活動(地域クラブ活動)時に部長から地域指導者へ「活動袋」を手渡し、地域指導者にて鍵の開錠を行います。 活動を実施します。 ④休日の活動(地域クラブ活動)が終了後、地域指導者が施錠及び連絡票等の記載を行い、「活動袋」部長に手渡しします。
⑤鍵の返却	⑤部長は、月曜日に「活動袋」を顧問に返却します。

6 利用時・利用後の注意点

利用者は、利用現場にいる者の中から責任者を定め、責任者が学校施設の安全な利用の確保に努めるとともに、下記の事項を守って利用してください。

また、非常時には、文化スポーツ課または学校への連絡等、その他必要な処置をとってください。

(1) 利用時

- ① 利用開始時間より前から利用はできません。
- ② 自動車やバイク、自転車は決められた場所に停車してください。
- ③ 施設が不良の時は利用を中止し、UNICにご連絡ください。
- ④ 許可内容（時間、種目、使用面、備品）に限り利用できます。
- ⑤ 用具及び備品は、原則として利用者が用意してください。ただし、学校から利用許可を得ているものについては利用できます。
- ⑥ 施設内での飲食は、水分補給を除きできません。
- ⑦ 体育館の排煙窓を、換気の目的で開閉しないでください。
- ⑧ 利用施設以外には絶対に入らないでください。（責任者を中心に徹底してください。）
- ⑨ 本書に記載されている諸規定を守ってください。

(2) 利用後

- ① 利用時に出たごみは、ゴミ箱を使用せず持ち帰るようにしてください。
- ② 備品等整理清掃、施錠消灯等の点検は、利用時間内におこなってください。
- ③ 「連絡票」「地域指導者出勤簿」は、毎回記入し提出してください。
- ⑤ 利用後は、すみやかに施設から退出してください。
- ⑥ 門扉の閉め忘れにご注意ください。
- ⑦ 鍵を利用終了後、部長に「活動袋」を手渡し、月曜日に部長から顧問へ返却してください。

7 遵守事項・責任等

- ・利用時には、利用現場にいる者の中から責任者を定め、責任者が学校施設の安全な利用の確保に努めてください。
- ・利用時に生じた事故には、利用者の責任で対応してください。責任者は、速やかにUNICへ事故内容を報告してください。
- ・責任者は施設の破損時には直ちに文化スポーツ課へ報告し、その指示に従うとともに、すみやかに復旧してください。
- ・利用者は、教育委員会が定めた施設管理方法を遵守してください。
- ・許可を受けた目的以外に利用しないでください。
- ・利用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないでください。
- ・利用の権利を他人に譲渡し又は転貸しないでください。
- ・近隣住民に迷惑をかける恐れのある行為をしないでください。
- ・その他、市及び教育委員会が別途定める指針及び規則等を厳守してください。

8 活動への配慮事項

- ・翌日の学校生活への配慮や、休日であることの趣旨を踏まえ、活動時間及び終了時刻は十分配慮してください。
- ・次の場合は活動を自粛してください。
 - ① 学校の定期テスト（中間テスト、期末テスト等）前の1週間程度（学習に向かう配慮）
 - ② 指導者・保護者共に活動場所に不在の場合（安全面の配慮）
 - ③ 気象警報及び熱中症警報発令時、またはそれに準ずる気象状況で、市や学校が部活動を控えている場合
 - ④ 校内で法定伝染病が流行し、感染の恐れがある場合
 - ⑤ その他（災害等で社会が不安定な状況、安全確保が困難な状況、特別な事情等）

9 その他

- ① 学校施設内は全面禁煙です。(駐車場も同様となります。)
- ② 学校の都合により、利用が許可された後に、取消・変更を行うことがあります。
- ③ 校内の物品は、学校長の許可なく移動または撤去しないでください。
- ④ 各校には別表2のとおりAEDが設置してあります。事前に場所を確認してください。
- ⑤ この手引きに定めのない事項または疑義が生じた際は、文化スポーツ課及び学校で協議して定めます。

別表2 AED設置場所一覧

学校名	屋外設置	建物内設置	計
蘇南	体育館玄関前	1階・職員玄関	2
中部	体育館玄関前	1階・職員玄関、2階・職員室前	3
西可見	体育館玄関前	1階・職員室前、2階・教室棟廊下、 3階・教室棟廊下	4
東可見	体育館玄関前	1階・保健室前、2階・北校舎廊下	3
広陵	体育館玄関前	1階・図書館前	2

10 プラスワン活動について

保護者クラブ活動は、地域部活動を行う保護者会において、活動をさらに求めようとする希望生徒が、学校部活動及び地域部活動のプラスの活動（プラスワン活動）として、保護者の管理下（学校の管理外）で、自発的・自主的に行う活動です。

プラスワン活動として学校施設を利用する場合も、本手引きに従って利用してください。

11 問い合わせ先

【部活動改革・施設破損等について】

〒509-0292 可見市広見一丁目1番地 可見市市民文化部文化スポーツ課
TEL : 0574-62-1111 (内線2433、2434) Mail : sports@city.kani.lg.jp

【指導者登録・保険・事故について】

〒509-0242 可見市谷迫間806番地2 (可見青少年育成センター/錬成館内)
可見UNICスポーツクラブ事務局
TEL : 0574-63-0673 Mail : kani-unic@ma.ctk.ne.jp